

令和8年度谷茶地区配水本管布設替工事

特 記 仕 様 書

令和8年度

恩納村役場 上下水道課

令和8年度 工事名：令和8年度谷茶地区配水本管布設替工事

施工地名：恩納村谷茶地内

工期： 日

工事概要

本工事は、恩納村谷茶地内において、既設管老朽化に伴う配水本管の布設替工事を行うものである。

- 工種：φ400配水管布設工（昼間）
- ・開削工：GXφ400 L=198.35m
 - ・仮設土留め工一式（開削区間：建て込み簡易パネル）
 - ・磁気探査（経層）：一式

第 1 条 共通仕様書の適用

本工事の施工に当たっては、「水道工事標準仕様書」、沖縄県土木建築部制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 共通仕様書に対する追記事項

共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

			特記仕様書（甲）		恩納村役場上下水道課					
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項					
1	1		総則							
			一般事項							
		1	適用	1	この特記仕様書は、恩納村水道事業管理者（以下「発注者」という）が発注する谷茶地内の「令和8年度谷茶地区配水本管布設替工事」の施工に適用する。					
		2	適用基準	1	本工事は、本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし、特記仕様書に記載されていない事項は、水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部制定）、土木工事施工管理基準（沖縄県土木建築部制定）、「コンクリート標準示方書」（土木学会）、及びその他関係参考図書に準じて施工しなければならない。					
		3	疑義の解釈	1	請負者は、工事施工に際し、仕様書、設計書及び設計図書等に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員の指示説明をうけなければならない。					
				2	仕様書及び設計図書に明示がなくても構造上必要なものは監督員と協議の上、その指示により施工すること。					
		4	主任技術者又は 監理技術者	1	本工事の請負金額にかかわらず、下表の国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を選任するものとする。					
					<table><tr><th>工事請負金額</th><th>主任技術者又は監理技術者</th></tr><tr><td></td><td>次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定項目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ．技術士法(昭和32年法律第124号)による試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。</td></tr></table>		工事請負金額	主任技術者又は監理技術者		次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定項目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ．技術士法(昭和32年法律第124号)による試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。
工事請負金額	主任技術者又は監理技術者									
	次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定項目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ．技術士法(昭和32年法律第124号)による試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。									
				2	工事請負額のうち4,500万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、建設業法第26条第2項の規定により一定の資格を有する監理技術者を置くものとする。 また、第三者に工事の一部を委任し又は下請負に付する場合は、所定の様式により通知しなければならない。					
		5	現場代理人	1	請負人は、現場代理人を常駐させなければならない。					

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		6	工事に使用する資材等の運搬について	1	本工事の施工に当たり、土砂等の運搬が運搬契約により行われる場合は、正規の運転免許を取得した者及び車を使用するように努めること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。
		7	県産建設資材の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造される資材等で規格、品質及び価格などが適正である場合は、これを優先して使用するものとする。
				2	県産品の使用資材について、県産建設資材使用状況報告書を提出すること。
		8	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工事資材として、琉球石灰岩を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。また、「採掘権に関する施業案認可書」の写しを添付すること。
		9	赤土等の流出防止について	1	工事の施工に当たり、赤土等流出防止には沖縄県赤土等流出防止条例に基づき十分に配慮した施工しなければならない。 また、赤土等流出防止の検討の際は、着手前に現場の状況を把握し、対策の必要がある工種及びその期間について、具体的に検討を行い施工計画書に明記すること。
		10	工事月報について	1	毎月の工事進捗報告として、部の定める様式により「工事月報」を翌月は5日までに提出すること。
		11	現場施工体制台帳について	1	請負者は、管理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により、施工体制台帳を作成し現場に備えるとともに、監督員又は検査員から要求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 なお、様式には管理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
				2	請負者は、管理技術者を置く工事にあつては、管理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入っ

特記仕様書(乙)

恩納村役場上下水道課

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
					た名札を着用させるものとする。
					監理(主任)技術者 氏 名 工事名 工 期 自令和 年 月 至令和 年 月 写真 2cm×3cm 日 日
		12	工事保険等について	1	火災保険、請負業者賠償責任保険、その他必要な工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
				2	建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
				3	建設業退職金共済制度に加入(工事請負金額500万円以上)し、次の項目を遵守すること。 (1)掛金収納書を契約後一ヶ月以内に発注者に提出する。 (2)当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲掲示する。 (3)未加入下請事業者に対して加入を指導する。
		13	工事カルテの提出について	1	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事・業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)に基づき、「工事カルテ」を作成し、登録申請を行うとともに、「工事カルテ受領書(写し)」を監督員に提出しなければならない。 提出期限は、以下のとおりとする。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		14	提出書類について	1	(1) 受注時は、契約後土曜日、日曜日、祝祭日を除き10日以内とする。 (2) 完了時は、工事完成後10日以内とする。 (3) なお、施工中に内容変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。 請負者は契約締結後所定の様式により、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。 (1) 工事着手届 (2) 現場代理人及び主任技術者届 (3) 資材承認願 (4) 実施工程表 (5) 施工計画書(工事概要・実施工程表・現場組織表・主要資材・主要機械・施工方法・施工管理方法・緊急時体制・交通管理・安全管理・残土・産業廃棄物処理方法等) (6) 工事月報 (7) 労働基準監督署への届け (8) 建設労災補償等確認書 (9) 建設業退職金共済組合証紙購入確認書 (10) 公共事業施工通知書 (11) 道路使用許可書 (12) その他監督員が指示するもの
				2	請負者は工事完了後所定の様式により、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。 (1) 工事完成届 (2) 工事日誌 (3) 工事記録写真帳 (4) 承認図書 (5) 資材受簿 (6) 資材伝票 (7) 竣工図 (8) 電子データ一式 (9) その他監督員が指示するもの

特記仕様書（乙）

恩納村役場上下水道課

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		14	暴力団等による不当介入の排除対策	1	次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				2	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
				3	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出すること。
				4	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
		15	個人情報の取り扱いについて	1	業務上知り得た事実を第3者に漏らしてはならない。尚、この業務が終了し、又は解除された後も、同様とする。
				2	この工事を施工する為に個人情報を取り扱う場合は、業務の範囲内で個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
				3	この工事を施工する為に上下水道課から貸与された個人情報を、目的の範囲を超えて利用し、又は第三者へ提出してはならない。
				4	貸与された個人情報を、上下水道課の承諾なしに複写・複製してはならない。
				5	貸与された個人情報は、業務終了後速やかに返還しなければならない。
				6	貸与された個人情報を、棄損又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。
				7	貸与された個人情報の内容が漏洩し、棄損又は滅失した場合、その情報の保護に関し事故があった場合は、上下水道課に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	2		工事施工		
		1	地域住民への協力活動	1	本工事の着手前に地域住民の理解が得られるよう、工期・工事概要等を記載した協力依頼の配布や広報活動を積極的に推進すること。
		2	排ガス対策型建設機械の使用について	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、原則として「排ガス対策型建設機械指定容量(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定された排出対策型建設機械を使用するものとする。 主な一般工事用建設機械 ・バックホウ ・クラムシェル ・ブルドーザー ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・ローラー類 ・転圧機械 ・ラフタークレーン ・ホイールクレーン
		3	建設工事に係る資材の再資源化等について	1	工事請負者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)を遵守して適正に処理しなければならない。
				2	工事請負者は、その請け負った建設工事全部又は一部を他の建設業者を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から5号までに掲げる事項について、別紙報告書様式で告げなければならない。(下請者への報告)
				3	工事請負者は、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
				4	工事請負者は「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完了時には「再生資源化等報告書」・「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
			特記仕様書(乙)		恩納村役場上下水道課
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
				5	本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
				6	発生する濁水(汚泥)に関しては、「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日土技第1257号)」の基づき適正に処理すること。
		4	工事に必要な土地、材料置場	1	工事に必要な土地、材料置場及び機械据付等は、請負者の責任において確保しなければならない。なお、その場所を使用する場合は、付近住民に迷惑をかけないように注意すること。
		5	占用物の確認と事故防止について	1	請負者は、地下埋設物(電力、NTT、村下水道、企業局、情報BOX、米軍ケーブル及び路上の架空電線(以下「占用物件」という。))の有無をそれぞれの管理者等々に確認のうえ施工すること。 特に、支障と思われる箇所の掘削等については、占用物件の管理者の立合い、試験掘りなどにより位置確認をし、損傷事故防止に努めること。
		6	土留めについて	1	請負者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧及び載荷重を十分検討して施工しなければならない。
				2	土留部材の仕様変更にあたっては、必要に応じて土留工構造計算書を提出すること。
				3	土留壁と地山側に隙間が生じた場合は、砂詰を行い、土留めや舗装面に影響が生じないように施工しなければならない。
				4	請負者は、土留めの建込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘りを行い埋設物の確認をしなければならない。
				5	土留工の施工は、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、方法及び作業時間をさだめなければならない。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		7	配管工事について		
			生コンクリート	1-1	J I S 指定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				1-2	本試験にかかる 2 8 日強度試験は、すべて沖縄県建設技術センターで行う。
				1-3	一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 5 5 % 以下、無筋については 6 0 % 以下とする。（均しコンクリート及び仮設は除く）
			材料一般	2-1	各種工事共通の材料は、一般仕様書によるが、特に指定材料については当該工事の設計図、設計書、または特記仕様書によること。
				2-2	管、弁類は全て JIS または JWWA（日本水道協会規格）による規格品とし試験合格証明書を提出し確認検査を受けること。
				2-3	各材料において水道協会検査合格品であっても、現場において監督員により外観検査を行い、欠陥が認められる不合格品については取り換えを命じるが、請負者は異議を申し立てることはできない。
			直管・異形管・フランジ	3-1	管体・継手の基本仕様は以下の通りとする。 1) GX 形ダクトイル鋳鉄管 D1、DS 2) フランジ圧力仕様：7.5 k 3) 内面塗装：（直管）モルタル、（異形管）エポキシ樹脂粉体 4) 外面塗装：直管・異形管とも「合成樹脂塗料」とする。
			継手材	4-1	1) T 頭ボルト・ナットは、耐食性合金とする。 2) フランジ継手材料は、S U S 製とする。
			据付・配管工事	5-1	管布設工の一般事項は、「水道工事標準仕様書、ダクトイル鉄管協会（ダクトイル鉄管布設工事標準マニュアル）（GX 形ダクトイル鉄管接合要領書）」に準じるものとする。
			特記仕様書（乙）		恩納村役場上下水道課
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
				5-2	管の布設に従事する者は、発注者が認めた配管技能者、日本水道協会の配水管技能登録者、またはそれと同等以上の技術を有するものとする。
				5-3	ダクトイル鋳鉄管は、クッション材を使用し、管体及び塗覆装に損傷を与えないようにして、管の積み下ろし及び運搬を行うこと。 管を吊る場合は、管両端に吊具を取付け 2 点吊りすること。ただし、2 点吊りが適当でないものについては、この限りでない。 なお、吊具については、塗覆装部を保護するためにナイロンスリング、ゴムで被覆したワイヤーロープ等を使用すること。
				5-4	管を据え付ける前に、管体の内外面に亀裂その他の欠点が無いことを確認すること。
				5-5	呼び径 350 までの直管の切断面には、防食ゴム（GX 形は防食キャップ）を施す。この防食ゴム（GX 形は防食キャップ）を使用しない場合は、切断面を清掃の上、布設工事接合マニュアルに基づき補修を行うこと。
				5-6	請負者は、着手前に管割図を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。
				5-7	管類の防護コンクリート、スラストブロックは、設計図書に基づき行うこと。又、監督員が防護を必要と認めた場合は、設計図書に明示されていない個所であっても、その指示により施工すること。
				5-8	鋳鉄管の被覆に用いるポリエチレンスリーブは、JWWA K 158 の規定に適合した品質のものを使用すること。 また、直管の内面が粉体塗装管には、「粉体塗装管」と記載されたポリエチレンスリーブを使用し、表示を管上になるように施工すること。
			水圧試験	6-1	試験方法及び試験水圧は、「ダクトイル鉄管協会「布設工事標準マニュアル」」準拠するが、監督員の指示がある場合は、これに従うこと。
				6-2	試験の際は、試験圧に耐えるよう防護した後に実施するものとする。

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			通水準備 既設管の撤去	6-3 6-4 6-5 7-1 7-2 7-3 8-1	試験に際して管及び付属品に亀裂その他の損傷を生じた場合は乙の負担でこれを完全な管と交換し、甲の合格を得るまで繰り返すものとする。 試験を実施する区分は甲の指示による。 試験は、圧力計を設置し所定圧力（7.5k）まで上げ1時間以上放置する。（自記録計設置） 水圧試験を行い漏水が無いことを確認した後に管洗浄、消毒を行う。 管内消毒は、洗浄排水に濁質が認められなくなった後、塩素水(10ppm)注入し、24時間放置したあと塩素水が5ppm以上あることを確認する。5ppm未満の場合は洗浄排水を繰り返す。 塩素含有水の排水に当たっては、放流先に被害を与えないよう中和剤を混入し、中性化処理を行ったのちに放流すること。 既設管の撤去については、他埋設物が近接し破損の可能性があるため、監督員の指示に従い撤去を行うこと。
			特記仕様書（乙）		恩納村役場上下水道課
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項